



宮 崎 県 公 報

令和 6 年 12 月 12 日 (木曜日) 号外 第 50 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

条 例	頁	例
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例…………… (人事課) 2		例…………… (財政課) 5
○公の施設に関する条例の一部を改正する条例…………… (“) 4		○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 11
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例…………… (福祉保健課) 12		○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例…………… (市町村課) 12
		○宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授 産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準 に関する条例の一部を改正する条例…………… (福祉保健課) 12

本号で公布された条例のあらまし

◎ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第45号)

1 改正の理由及び主な内容

雇用保険法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第46号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県男女共同参画センターの移転に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和 7 年 2 月 25 日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第47号)

1 改正の理由及び主な内容

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等に関する工事の許可申請等の審査に係る手数料を新設することとしました。

(2) 一般旅券発給手数料について、旅券法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和 7 年 5 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第48号)

1 改正の理由及び主な内容

地方税法の改正に伴い、個人県民税所得割の税額控除対象寄附金等について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第49号)

1 改正の理由及び主な内容

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び農地法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に権限を移譲するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
 条例（条例第50号）

1 改正の理由及び主な内容

国が定める救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊副

宮崎県条例第45号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（勤続期間の計算）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員（再任用職員を除く。以下同じ。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続き職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じた時は、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。</p> <p>（1）～（7） 〔略〕</p> <p>6～9 〔略〕</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2～10 〔略〕</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定によ</p>	<p>（勤続期間の計算）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続き職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じた時は、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。</p> <p>（1）～（7） 〔略〕</p> <p>6～9 〔略〕</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2～10 〔略〕</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定によ</p>

る技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) [略]

(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) [略]

12・13 [略]

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 [略]

附 則

4 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

13 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第23号）による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに廃止前国立学校設置法第3条の5第2項の表の上欄に掲げる国立短期大学を含む。）の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり

る技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) [略]

(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) [略]

12・13 [略]

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

15～17 [略]

附 則

4 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

13 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第23号）による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに廃止前国立学校設置法第3条の5第2項の表の上欄に掲げる国立短期大学を含む。）の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり

、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

16 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2号ウ 特定退職者であって、同項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、あって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するもの知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就として人事委員会規則で定めるものに該当し、かつ、知事が同項職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であく。）と認めたもの」とする。

、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

16 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2号ウ 特定退職者であって、同項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、あって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するもの知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就として人事委員会規則で定めるものに該当し、かつ、知事が同項職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であく。）と認めたもの」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条並びに附則第4項及び第13項の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって新条例の施行日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第46号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	設置目的	位置	名称	設置目的	位置
[略]			[略]		
宮崎県男女共同参画センター	[略]	宮崎市宮田町3番46号	宮崎県男女共同参画センター	[略]	宮崎市旭1丁目2番2号

[略]

[略]

附 則

この条例は、令和7年2月25日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第47号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																															
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(390)の3 [略]</p> <p>(390)の4・(390)の5 [略]</p> <p>(391)～(453) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手 数 料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>4 一般 旅券発 給手数 料</td> <td></td> <td>1件につ き</td> <td>2,000円</td> <td>旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける旅券の発給をする場合の手数料の額は、4,000円とする。</td> </tr> </tbody> </table>		手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					4 一般 旅券発 給手数 料		1件につ き	2,000円	旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける旅券の発給をする場合の手数料の額は、4,000円とする。	<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(390)の3 [略]</p> <p>(390)の4 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査 宅地造成等、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請手数料</p> <p>(390)の5 盛土規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の変更の許可の申請又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の変更の許可の申請に対する審査 宅地造成等、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料</p> <p>(390)の6 盛土規制法第18条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の中間検査の申請又は同法第37条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料</p> <p>(390)の7・(390)の8 [略]</p> <p>(391)～(453) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手 数 料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>4 一般 旅券発 給手数 料</td> <td></td> <td>1件につ き</td> <td>2,300円（情 報通信技術を 活用した行政 の推進等に関 する法律（平 成14年法律第 151号）第6 条第1項の規 定により同項 に規定する電 子情報処理組 織（以下「電 子情報処理組</td> <td>旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、4,300円（電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給の申請をする場合にあっては、3,900円）とする。</td> </tr> </tbody> </table>		手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					4 一般 旅券発 給手数 料		1件につ き	2,300円（情 報通信技術を 活用した行政 の推進等に関 する法律（平 成14年法律第 151号）第6 条第1項の規 定により同項 に規定する電 子情報処理組 織（以下「電 子情報処理組	旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、4,300円（電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給の申請をする場合にあっては、3,900円）とする。
手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考																													
[略]																																	
4 一般 旅券発 給手数 料		1件につ き	2,000円	旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける旅券の発給をする場合の手数料の額は、4,000円とする。																													
手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考																													
[略]																																	
4 一般 旅券発 給手数 料		1件につ き	2,300円（情 報通信技術を 活用した行政 の推進等に関 する法律（平 成14年法律第 151号）第6 条第1項の規 定により同項 に規定する電 子情報処理組 織（以下「電 子情報処理組	旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、4,300円（電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給の申請をする場合にあっては、3,900円）とする。																													

		オ 3,000平方 メートルを 超え、5,000平 方メートル以 内	同	72,000円	
		カ 5,000平方 メートルを 超え、1万平方 メートル以内	同	96,000円	
		キ 1万平方メ ートルを超え 、2万平方メ ートル以内	同	150,000円	
		ク 2万平方メ ートルを超え 、4万平方メ ートル以内	同	228,000円	
		ケ 4万平方メ ートルを超え 、7万平方メ ートル以内	同	354,000円	
		コ 7万平方メ ートルを超え 、10万平方メ ートル以内	同	498,000円	
		サ 10万平方メ ートル超	同	642,000円	
		(2) 土石の堆積 を行う土地の面 積が次のアから サまでに掲げる 場合			
		ア 500平方メ ートル以内	同	16,000円	
		イ 500平方メ ートルを超え 、1,000平方 メートル以内	同	18,000円	
		ウ 1,000平方 メートルを超 え、2,000平 方メートル以 内	同	21,000円	
		エ 2,000平方 メートルを超 え、3,000平 方メートル以 内	同	24,000円	
		オ 3,000平方 メートルを超 え、5,000平 方メートル以 内	同	34,000円	
		カ 5,000平方	同	37,000円	

		メートルを超え、1万平方メートル以内	キ 1万平方メートル以内	同	44,000円	
		メートルを超え、2万平方メートル以内	ク 2万平方メートル以内	同	58,000円	
		メートルを超え、4万平方メートル以内	ケ 4万平方メートル以内	同	78,000円	
		メートルを超え、7万平方メートル以内	コ 7万平方メートル以内	同	114,000円	
		メートルを超え、10万平方メートル以内	サ 10万平方メートル以内	同	138,000円	
	390の5	(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合	1件につき	次に掲げる額を合算した額(その額が64万2,000円を超えるときは64万2,000円)		
	宅地造成等、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料					(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、盛土又は切土をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の面積、面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の面積)に同じ 390の4の項に掲げる金額の10分の1の額

				<p>う工事の変 更について は、新たに 土石の堆積 を行う土地 の面積に応 じ 390の4 の項に掲げ る金額と同 額 (3) その他 の変更につ いては、1 万円</p>
390の6	盛土又は切土をす る土地の面積が次 の(1)から(11)ま でに掲げる場合			
宅地 造成又 は特定 盛土等 に關す る工事 の中間 検査申 請手数 料	(1) 500平方メ ートル以内	1件につ き	同	10,000円
	(2) 500平方メ ートルを超え、 1,000平方メー トル以内	同	同	11,000円
	(3) 1,000平方 メートルを超え 、2,000平方メ ートル以内	同	同	12,000円
	(4) 2,000平方 メートルを超え 、3,000平方メ ートル以内	同	同	13,000円
	(5) 3,000平方 メートルを超え 、5,000平方メ ートル以内	同	同	15,000円
	(6) 5,000平方 メートルを超え 、1万平方メー トル以内	同	同	16,000円
	(7) 1万平方メ ートルを超え、 2万平方メート ル以内	同	同	17,000円
	(8) 2万平方メ ートルを超え、 4万平方メート ル以内	同	同	18,000円
	(9) 4万平方メ ートルを超え、 7万平方メート ル以内	同	同	20,000円
	(10) 7万平方メ ートルを超え、	同	同	26,000円

	10万平方メートル以内 (11) 10万平方メートル超	同	27,000円	
390の4・390の5 [略]	390の7・390の8 [略]			
[略]	[略]			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年5月1日から施行する。ただし、別表第2の4の項の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の使用料及び手数料徴収条例別表第2の4の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第48号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(所得割の税額控除対象寄附金)	(所得割の税額控除対象寄附金)
第26条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2) [略] (3) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、知事又は教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの (4)・(5) [略]	第26条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2) [略] (3) 所得税法第78条第2項第4号に規定する寄附金のうち、知事又は教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの (4)・(5) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公益信託に関する法律の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の宮崎県税条例第26条第3号の規定の適用については、同号中「公益信託の信託財産とするために支出したもの」とあるのは「公益信託の信託財産とするために支出したもの（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、知事又は教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したものを含む。）」とする。

(宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 宮崎県税条例の一部を改正する条例（平成19年宮崎県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (経過措置)	附 則 (経過措置)
2 この条例による改正後の第32条、附則第11項及び第28項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては施行日以後に遺言がされたもの）に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）に	2 この条例による改正後の第32条、附則第11項及び第28項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては施行日以後に遺言がされたもの）に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）に

ついて適用し、施行日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

ついて適用し、施行日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第49号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	市町村	事	市町村
[略]		[略]	
14の9 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による次の事務 (1)～(21) [略]	[略]	14の9 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による次の事務 (1)～(21) [略] <u>(22) 第38条の3第1項の規定による通知及び審査の請求（第29条第1項の規定による入院措置に係るものに限る。）に関すること。</u> <u>(23) 第38条の3第2項の規定による通知の受理（第29条第1項の規定による入院措置に係るものに限る。）に関すること。</u> <u>(24) 第38条の3第4項の規定による退院又は退院命令（第29条第1項の規定による入院措置に係るものに限る。）に関すること。</u> ○ (25)～(28) [略]	[略]
(22)～(25) [略]		[略]	
[略]		[略]	
19の4 [略]	西米良村	19の4 [略]	西米良村、 高千穂町、 日之影町及 び五ヶ瀬町
[略]		[略]	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第50号

宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年宮崎県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(救護施設を行う生活指導等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(更生施設を行う生活指導等)</p> <p>第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する<u>更生計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第19条(第2項を除く。)の規定を準用する。</p> <p>(作業指導)</p> <p>第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>更生計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(救護施設を行う生活指導等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u></p> <p>(更生施設を行う生活指導等)</p> <p>第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する<u>個別支援計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第19条(第2項及び<u>第6項</u>を除く。)の規定を準用する。</p> <p>(作業指導)</p> <p>第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>個別支援計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	

